奥能登広域圏事務組合告示第１号

　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、奥能登広域圏事務組合が平成27年度及び平成28年度に発注する建設工事及び測量、設計、調査等の業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

　　平成27年1月23日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　組合長　梶　　文　秋

第1　入札に参加することができる者

　　入札に参加することができる者は、入札参加資格に関する審査を受け、奥能登広域圏事務組合競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。又は奥能登広域圏事務組合を構成する市町の有資格者名簿に登載された者とする。

第2　入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者

　　入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までに該

　当する者とする。

　　(1)　次のアからキまでに掲げる契約の種類に応じ、当該アからキまでに定め

　　　る者

　　　ア　建設工事に係る契約　建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の

　　　　許可及び同条第3項の更新並びに同法第27条の23の規定による経営事項

　　　　審査を受けている者

　　　イ　測量業務に係る契約　測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の

　　　　登録及び同条第3項の更新の登録を受けている者

 ウ　建築物の設計業務に係る契約　建築士法(昭和25年法律第202号)第23

　　　　条第1項の登録及び同条第3項の更新の登録を受けている者

 エ　建設コンサルタント業務に係る契約　建設コンサルタント登録規程(昭

　　　　和52年建設省告示第717号)第2条第1項の登録又は同条第3項の登録の

　　　　更新を受けている者

　　　オ　地質調査業務に係る契約　地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示

　　　　第718号)第2条第1項の登録又は同条第3項の登録の更新を受けている者

 カ　補償コンサルタント業務に係る契約　補償コンサルタント登録規程(昭

　　　　和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の登録若しくは同条第3項の登

　　　　録の更新又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第

　　　　22条第1項の登録若しくは同条第3項の更新の登録を受けている者

 キ　その他建設工事の施工に付随する調査、試験等に係る契約　当該調査、

　　　　試験等を行う者

　　(2)　地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者

　　(3)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実

　　　があった後3年を経過した者

　　(4)　入札参加資格に関する審査に係る申請をするまでに納期限の到来した国

　　　税、県税又は市税を完納している者

第3　入札参加資格の審査項目

 入札参加資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。なお、(1)のイ

　の主観的事項の審査項目は別に定める事項について行うものとする。

　　(1)　建設業者

　　　ア　客観的事項　建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の項目及び

　　　　基準によるものとする。

　　　イ　主観的事項　別に定める輪島市建設工事競争入札参加資格に係る主観

　　　　的事項審査事務取扱要領によるものとする。

　　(2)　測量・設計・調査等業者

　　　ア　経営規模

 (ア)　自己資本額　直近の営業年度に係る決算における自己資本額

　　　　(イ)　従業員数　直近の常勤の従業員数

　　　イ　技術者の状況　登録業務ごとの技術者の数

　　　ウ　業務経歴　希望業務ごとの直近2年間の業務経歴

　　　エ　営業年数

第4　申請業種

　　申請業種は、次に掲げる区分により行うものとする。ただし、建設業者にあっ

　ては経営事項審査を受けた業種に限る。

　　(1)　建設業者

　　　ア　市内業者(市内に委任先営業所(建設業法上の営業所)がある者を含む。)

　　　　許可を受けた業種すべて

　　　イ　上記以外の者　1業者について、許可を受けた業種のうち3業種まで

　　(2)　測量・設計・調査等業者　登録を受けた業種すべて

第5　入札参加資格審査の申請手続等

　1　入札参加資格申請の申請受付期間及び書類受付場所等

　　(1)　申請受付期間　平成27年2月1日から平成27年2月28日まで

　　(2)　書類受付場所　奥能登広域圏事務組合　事務局

　2　様式は、奥能登広域圏事務組合を構成する市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町）の様式に準ずるものとする。

　3　申請は、それぞれ別表に定める書類を添えて、直接又は郵送にて提出するものとする。

　4　やむを得ない理由により申請受付期間内に入札参加資格審査申請をすること

　　ができなかったと組合長が認める者については、平成27年5月1日から平成28年12月22日までに当該申請をすることができる。

第6　有資格者名簿の登載及び有効期間

　1　市長は、入札参加資格を有する者を決定したときは、その者を有資格者名簿

　　に登載するものとする。

　2　有資格者名簿の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

　　の2年間とする。

第7　変更の届出

　　入札参加資格審査申請書提出後に、社名、代表者、委任による代理人、使用印

　鑑等の変更が生じた場合は、速やかに書面にて組合長まで届け出なければならない。

　　(1)　変更事項

　　　ア　商号又は名称

　　　イ　所在地

　　　ウ　電話番号

　　　エ　代表者

　　　オ　資本金

　　　カ　建設業の許可業種及び申請業種

　　※　当該変更の届出後、ア、イ又はオの場合については登記事項証明書を、エ

　　　の場合については登記事項証明書及び委任状(委任がある場合に限る。)を、

　　　カの場合については建設業の許可通知書及び経営事項審査結果通知書を添付

　　　して提出しなければならない。

第8　入札参加資格の取消し

 入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格を

　取り消すものとする。

　　(1)　地方自治施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。

　　(2)　入札参加資格参加申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明

　　　　らかになったとき。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 書　類　の　名　称 | 建設業者 | 測量・設計調査等業者 |
|  1 | 入札参加資格審査申請書 |  　○ | 　 ○ |
|  2 | 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書) |  ○ |  |
|  3 | 許可(登録)証明書 |  ○ |  ○ |
|  4 | 納税証明書 | 市内業者(市税・県税・国税)(市内の営業所等に委任がある業者も同様) |  ○ |  ○ |
| 県内業者(県税・国税)(県内の営業所等に委任がある業者も同様) |  ○ |  ○  |
| 県外業者(国税) |  ○ |  ○ |
|  5 | 委任状(該当者のみ) |  ○ |  ○ |
|  6 | 営業所一覧表(許可業種の分かるもの) |  ○ |  ○ |
|  7 | 工事経歴書／直前2年の各営業年度分 |  ○ |  |
|  8 | 業務経歴書／直前2年の各営業年度分 |  |  ○ |
|  9 | 技術職員名簿総括表及び技術職員名簿 |  ○ |  ○ |
|  10 | 専任技術者証明書(写し)(市内業者のみ) |  ○ |  |
|  11 | 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書) |  ○ |  ○ |
|  12 | 使用印鑑届 |  ○ |  ○ |
|  13 | 主観的事項審査申請書(市内業者のみ) |  ○ |  |